

上越市告示第 493 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 11 月 21 日

上越市長 小菅 淳一

1 指定する形質変更時要届出区域

上越市春日山町二丁目 439 番 1 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項及び第 2 項の基準に適合しない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

トリクロロエチレン

1, 1-ジクロロエチレン

1, 2-ジクロロエチレン

クロロエチレン